

## 提案第3号

### 環境対策事業の取扱いについて

環境対策事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取扱うものとする。

- 1 環境基本計画については、新市において新たな計画を策定する。  
なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- 2 環境審議会は、合併時に稲沢市の制度に統一し、委員については新たに選任する。
- 3 環境対策に関する各種事務事業については、稲沢市の制度に統一する。

ただし、稲沢市の浄化槽清掃費補助事業は廃止する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25 - 17 環境対策事業の取扱い
調整の内容	<p>環境対策事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 環境基本計画については、新市において新たな計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</li><li>2 環境審議会は、合併時に稲沢市の制度に統一し、委員については新たに選任する。</li><li>3 環境対策に関する各種事務事業については、稲沢市の制度に統一する。 ただし、稲沢市の浄化槽清掃費補助事業は廃止する。</li></ol>

【提案理由】

環境の保全に対する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画は、新市において新たに策定し、地域の環境改善に向けた体系的な取り組みを進めるものである。

補助制度については、負担の公平性・受益者負担の原則に基づき、行政格差を生じないように制度を統一するものである。

環境に関する各種事務事業については、関係法令に基づき、適正に実施・処理するために調整するものである。

## 【法令・取扱通知等】

環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）

（地方公共団体の責務）

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第7節 地方公共団体の施策

第36条 地方公共団体は、第5節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第44条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

（事業者の処理）

第12条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第3項から第5項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

3 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第5項並びに次条第3項から第5項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第5項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第8項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

4 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

5 事業者は、前2項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）

（許可）

第35条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けようとする者（以下「清掃業許可申請者」という。）は、環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。

4 市町村長は、第1項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨を清掃業許可申請者に通知しなければならない。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質（以下「自動車排出窒素酸化物等」という。）による大気汚染の防止に関する基本的かつ総合的な施策（自動車排出窒素酸化物等に係る大気汚染防止法第3章、第4章及び第5章の規定による措置を含む。）を策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 地方公共団体は、当該地域の自然的、社会的条件に応じた自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止に関する施策の実施に努めなければならない。

【現況】

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
環境基本計画	環境基本計画 平成 15 年 12 月策定	環境基本計画 平成 13 年 3 月策定	該当なし	該当なし	合併後に計画の内容を見直し、新たな計画を策定する。
環境審議会	環境審議会 委員 10名 任期 2年 委員報酬 9,300 円/1 回 任期満了日 平成 16 年 3 月 31 日	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に稲沢市の制度に統一し、委員については新たに選任する。
合併処理浄化槽設置整備補助事業	稲沢市合併処理浄化槽設置事業補助金 補助額 5 人槽 231,000 円 7 人槽 267,000 円 10 人槽 336,000 円	祖父江町合併処理浄化槽設置事業補助金 補助額 1 基 200,000 円	該当なし	該当なし	合併時に稲沢市の制度に統一する。
浄化槽清掃費補助事業	稲沢市浄化槽清掃費補助金 補助額 1,800 円 / 1 m <sup>3</sup>	該当なし	該当なし	該当なし	稲沢市の補助制度を廃止する。
NOx・PM法に伴う補助事業	稲沢市最新規制適合車等早期代替促進費補助金 補助額 車両購入価格の 10% (限度額 500 千円) NOx・PM法車種規制対策地域	該当なし  (NOx・PM法車種規制対策地域の指定なし)	該当なし  (NOx・PM法車種規制対策地域)	該当なし	合併時に稲沢市の制度に統一する。
ねずみ及び衛生害虫駆除	ねずみ及び衛生害虫駆除 希望する行政区に機械を貸し出し  薬剤の補助	ねずみ及び衛生害虫駆除 希望する行政区に機械を貸し出し	ねずみ及び衛生害虫駆除 希望する行政区に薬剤を配布、機械を貸し出し	該当なし	合併時に稲沢市の制度に統一する。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
	乳剤 5,670 円/18 缶 粉剤 1,940 円/10kg 袋 平成 16 年度に廃止する。				
環境衛生制度	側溝清掃 汚泥の処理 区処理 1 回 5,000 円(年 2 回まで) 委託業者回収 2t ダンプ 67,800 円/1 日	側溝清掃 汚泥の処理 区処理 1 回 10,000 円(年 2 回まで)	該当なし	該当なし	汚泥は、専門業者 (産廃処理業者等) により処理することとする。
犬・猫引き取り及び捕獲事業	犬・猫の引取り及び捕獲 実施していない 県動物保護管理センター尾張支部へ連絡	犬・猫の引取り及び捕獲 実施している(捕獲器設置) 毎週木曜日に県動物保護管理センター尾張支部へ引き渡し	犬・猫の引取り及び捕獲 実施している(捕獲器設置) 毎週木曜日に県動物保護管理センター尾張支部へ引き渡し	該当なし	合併時に稲沢市の制度に統一する。
環境美化	ごみゼロ運動 一斉清掃 年 2 回 ごみ袋を区へ配布 委託業者回収 2t ダンプ 58,200 円/1 日 事業所へも実施依頼	ごみゼロ運動 清掃活動 年 1 回 ごみ袋を各戸へ配布(年 2 回) 事業所へも実施依頼  空き缶圧縮装置貸出し 団体等へ無料貸し出し(1 回 5 日以内)	ごみゼロ運動 一斉清掃 年 2 回 行政区へ世帯数の 1/2 ごみ袋配布 2t ダンプ借上げ 4 台 (1 回 12,000 円/0.5 日 税別) 平和町で収集・処理 事業所へも実施依頼	該当なし	収集は、直営方式とし、ごみ袋作成費のみ予算化する。
浄化槽清掃業の許可	浄化槽清掃業の許可 浄化槽清掃業の許可 3 件 許可の期間 2 年  有効期限	浄化槽清掃業の許可 浄化槽清掃業の許可 4 件 許可の期間 2 年  有効期限	浄化槽清掃業の許可 浄化槽清掃業の許可 1 件 許可の期間 2 年  有効期限	該当なし	同様の制度であり、合併時に稲沢市の制度に統一する。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
	平成 16 年 3 月 31 日 手数料 許可 5,000 円/1 件 再交付 1,000 円/1 件	平成 16 年 3 月 31 日 手数料 許可 5,150 円/1 件 再交付 1,030 円/1 件	平成 16 年 3 月 31 日 手数料 許可 5,000 円/1 件 再交付 1,000 円/1 件		
河川浄化事業	河川浄化推進事業 E M 活性液による河川浄化事業	河川浄化推進事業 河川浄化推進協議会 委員 20 名 任期 2 年 任期満了日 平成 17 年 3 月 31 日 生活排水クリーン推進員 委員 7 名 任期 2 年 任期満了日 平成 17 年 3 月 31 日	該当なし	該当なし	合併時に祖父江町の河川浄化推進協議会等は、他の制度へ統合し廃止する。
環境・衛生委員	環境委員の設置 任期 1 年 均等割 3,500 円 世帯割 66 円/世帯 委員数 202 人	衛生委員の設置 任期 1 年 報償費 3,000 円/年額  委員数 71 人	衛生委員の設置 任期 1 年 報酬 410 円/戸  委員数 41 人	該当なし	合併時に職務内容に生活排水監視の内容を盛り込み、名称を環境委員とする。 委員報酬については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
ISO に関すること	ISO に関する事務事業 平成 13 年 9 月 26 日認証取得システム適用の範囲 市役所のほか市民センター等 42 か所	ISO に関する事務事業 ISO14001 認証取得プロジェクトチーム検討会	該当なし	該当なし	合併後に稲沢市の制度に統一し、適用範囲の拡大を図る。
その他の環境対策制度	自然保護 啓発事業  環境学習会	自然保護 啓発事業  環境宣言 平成 15 年 5 月 31 日宣言	自然保護 啓発事業  企業と公害防止協定 協定 2 社 覚書 1 社	周辺対策 清掃工場、斎場、し尿処理場 周辺住民への対策 稲沢清掃工場周辺地区環境会議（年 2 回、中野・西島）	合併後に、その他の環境対策に関する制度は、調整し引き続き実施するものとする。

【先進事例】

市町村名	合併の期日	環境対策事業の取扱い
埼玉県 さいたま市 (新設合併)	平成13年5月1日	環境対策事業については、市民サービスの低下を生じないように再編するものとする。 公害監視業務については、新市において引き続き実施するものとする。
香川県 さぬき市 (新設合併)	平成14年4月1日	(1) 環境対策事業については、住民サービスの低下を生じないように調整する。 (2) 公害監視業務については、新市において引き続き実施する。
愛知県 田原市 (編入合併)	平成15年8月20日	(1) 環境保全計画については、新市において新たな計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 (2) その他環境対策に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。 ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。